

仕 様 書

物品番号	仕様書番号	
消防設備点検	三重地本—Z—000011B	
	作 成	令和6年4月26日
	変 更	令和8年4月23日
	作成部隊名	総務課
<p>1 適用範囲 この仕様書は、消防設備等保守点検について規定する。</p> <p>2 関連法規 消防法第17条の3の3の規定による消防用設備の法定点検</p> <p>3 点検内容 消防関連法令で定められている、機器点検及び総合点検を実施する。</p> <p>4 点検機器 点検機器については以下の通りとし、詳細については別紙「本部消防用設備配置図」を参照のこと。 (1) 避難器具（タカオカ垂直型救助袋） (2) 消火器（各社） (3) 非常警報器具及び設備（ホーチキ） (4) 排煙設備</p> <p>5 点検時期 機器点検について令和8年7月、総合点検について令和9年1月（基準）に実施するものとし、詳細な日時等については官側と調整する。</p> <p>6 履行期日 契約提携日～令和9年3月31日</p> <p>7 検 査 検査官立会のもと、合格をもって完了とする。</p> <p>8 その他 (1) 点検終了後、消防用設備等点検結果報告書（消防署提出用）を2部提出する。 (2) 点検終了後、作業場所周辺の後片付け及び清掃を実施する。 (3) 本作業の実施にあたり、受託者の責において本部等の施設並びに物品等に毀損が生じた場合は、受託者の負担において復旧する。 (4) 仕様書等の解釈について疑義が生じた場合、または仕様書に定めのない事項については担当者と協議する。 (5) 交通費、出張費等は、受託者において負担するものとする。 (6) 作業実施時の記録（写真）を官側に一部提出する。</p>		